

伊 勢 市 公 報

第 162 号
平成 24 年 8 月 6 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 証明書等自動交付事務取扱規則の一部を改正する規則	3
○ 消防に関する市長の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	5
訓 令	
○ 伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する規程	7
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	14
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	16
告 示	
○ 平成 24 年度補正予算の要領について	18
○ 道路の区域変更について	31
○ 道路の供用開始について	32
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	33
選挙管理委員会告示	
○ 三重海区漁業調整委員会委員選挙関係	
・ 投票区の設置について	34
・ 投票用紙等に押すべき印を定めることについて	36
・ 郵送をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	37
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	38
○ 三重海区漁業調整委員会委員選挙関係	
・ 投票所の設置について	39
・ 投票時間の変更について	41
・ 開票の場所及び日時について	42
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について	43
・ 開票管理者及び同職務代理者の選任について	44
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	45
・ 期日前投票所の設置について	47
・ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について	48
○ 三重海区漁業調整委員会委員選挙関係	
・ 平成 24 年 8 月 2 日に職務を行うべき第 1 投票区投票管理者の変更について	49
上下水道告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	50
○ 伊勢市土地開発事業に係る公共下水道施設施工に関する指導要綱及び伊勢市私道内公共下水道設置要綱の一部を改正する告示	51
公 告	
○ 犬の抑留について	53
○ 農用地利用集積計画について	54

証明書等自動交付事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 7 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 34 号

証明書等自動交付事務取扱規則の一部を改正する規則

証明書等自動交付事務取扱規則（平成 17 年伊勢市規則第 91 号）の一部を次のように改正する。

別表設置場所の欄中「二見総合支所 2 階ロビー」を「二見総合支所 1 階玄関横」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の証明書等自動交付事務取扱規則の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

消防に関する市長の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 24 年 7 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 35 号

消防に関する市長の権限の一部を委任する規則の一部を改正する
規則

消防に関する市長の権限の一部を委任する規則(平成 17 年伊勢市規則第 152 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)」の次に「、ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス保安法」という。)」を加える。

第 3 条中第 10 号を第 16 号とし、第 9 号の次に次の 6 号を加える。

- (10) ガス事業法第 46 条第 1 項の規定による報告の徴収に関する事
- (11) ガス事業法第 47 条第 1 項の規定による立入検査に関する事
- (12) ガス事業法第 47 条の 2 第 1 項の規定によるガス用品の提出の命令に関する事
- (13) 液化石油ガス保安法第 82 条第 1 項の規定による報告の徴収に関する事
- (14) 液化石油ガス保安法第 83 条第 1 項の規定による立入検査に関する事
- (15) 液化石油ガス保安法第 83 条の 2 第 1 項の規定によるガス用品の提出の命令に関する事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 24 年 7 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 5 号

伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する規程

伊勢市災害対策本部規程(平成 17 年伊勢市訓令第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「高潮又は洪水警報」を「高潮若しくは洪水警報又は津波注意報」に改め、同条第 2 号中「、津波」を削り、「注意報」の次に「(津波注意報を除く。)」を加え、同条第 3 号中「震度 5 弱以上」を「震度 4 以上」に改め、同条第 4 号中「震度 4 の地震又は」を削る。

第 5 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とする。

第 6 条の表本部運営部の部中「本部応援班」、「動員班」及び「本部施設班」の項を削り、同部調査班の項の前に次のように加える。

情報班

第 6 条の表本部運営部の部中「総合支所班」の項を削り、同部に次のように加える。

二見総合支所班

小俣総合支所班

御薗総合支所班

第 6 条の表環境生活部の部中「食料班」を「配送班」に改め、同表都市整備部の部中「避難誘導班」を「土木避難誘導班」に改める。

第 7 条第 5 項中「処理する」を「統括する」に改める。

第 9 条第 3 項中「遺憾の」を「遺漏の」に改める。

別表副本部長の部中「副市長」の次に「総務部理事」を加え、同表本部員部の部中「、会計管理者」を削り、同表各部共通の部 1 の款中「とりまとめ」を「取りまとめ」に改め、同表本部運営部の部防災総括班の款班員の項中「危機管理課員」を「危機管理課員、検査室員、議会事務局員、監査

委員事務局員、職員課員、選挙管理委員会事務局員」に改め、同款1の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次のように加える。

(3) 本部会議の進行

別表本部運営部の部防災総括班の款2の項中「との連絡に関する事」を「への応援要請に関する事」に改め、第1号及び第2号を次のように改め、第3号を削る。

(1) 自衛隊派遣要請

(2) 国、県及び他市町村に対する職員の応援要請

別表本部運営部の部防災総括班の款3の項を次のように改める。

3 警察署及び県への連絡に関する事。

別表本部運営部の部防災総括班の款に次の3項を加える。

6 災害対策本部の活動方針の立案に関する事。

7 各部の人員の編成、増員及び派遣に関する事。

8 部内における職員の安否確認及び動員に関する事。

別表本部運営部の部本部応援班の款を次のように改める。

情報班

班長 総務課長

班員 総務課員、管財契約課員、会計課員

1 庁舎の被害調査及び復旧対策に関する事。

2 災害対策本部の運営に必要な機材等の整備に関する事。

3 輸送用船車の調達及び配車に関する事。

4 他の部に属しない市有財産の被害に関する事。

5 災害対策本部における情報共有に関する事。

6 災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関する事。

7 災害対策本部の運営に関する事。

(1) 本部会議の事務

- 8 被害状況の収集に関すること。
- 9 三重県伊勢県民センターへの災害速報に関すること。
- 10 部内における被害情報等の取りまとめに関すること。

別表本部運営部の部中「動員班」及び「本部施設班」の款を削る。

別表本部運営部の部総合支所班の款班長の項中「地域振興課長」を「二見総合支所長」に改め、同款班員の項中「地域振興課員」を「二見総合支所地域振興課員」に改め、同款1の項中「とりまとめ」を「取りまとめ」に改め、同款2の項中「総合支所」を「二見総合支所」に改め、同部中「総合支所班」を「二見総合支所班」に改め、同部に次のように加える。

小俣総合支所班

班長 小俣総合支所長

班員 小俣総合支所地域振興課員

- 1 管内の被害情報等の取りまとめに関すること。
- 2 小俣総合支所に勤務する職員の安否確認及び動員に関すること。
- 3 庁舎の被害調査及び復旧対策に関すること。
- 4 管内の広報及び広聴活動、市民相談に関すること。
- 5 防災行政無線局の管理運用に関すること。

御菌総合支所班

班長 御菌総合支所長

班員 御菌総合支所地域振興課員

- 1 管内の被害情報等の取りまとめに関すること。
- 2 御菌総合支所に勤務する職員の安否確認及び動員に関すること。
- 3 庁舎の被害調査及び復旧対策に関すること。
- 4 管内の広報及び広聴活動、市民相談に関すること。
- 5 防災行政無線局の管理運用に関すること。

別表広報部の部公報班の款2の項中「とりまとめ」を「取りまとめ」に

改める。

別表環境生活部の部食料班の款2の項中「避難場所」を「避難場所等」に改め、同項を5の項とし、同款中「食料班」を「配送班」に改め、1の項の次に次の3項を加える。

- 2 衣料品、寝具、その他生活必需品の給与又は供給に関すること。
- 3 義援品の給与に関すること。
- 4 緊急物資及び復興資材の供給に関すること。

別表環境生活部の部防疫衛生班の款2の項中「とりまとめ」を「取りまとめ」に改める。

別表救助部の部救助班の款2の項中「とりまとめ」を「取りまとめ」に改め、同款中7の項及び8の項を削り、9の項を7の項とし、同款10の項中「義援金品」を「義援金」に、「受領保管」を「受領、保管」に改め、同項を8の項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 9 義援品の受領及び保管に関すること。

別表救助部の部救助班の款中11の項を10の項に、12の項を11の項とし、同款に次の1項を加える。

- 12 備蓄物資の管理に関すること。

別表産業観光部の部産業支援班の款2の項中「とりまとめ」を「取りまとめ」に改め、同款中7の項及び8の項を削り、9の項を7の項とし、同款に次の1項を加える。

- 8 物資の調達に関すること。

別表産業観光部の部農林水産班の款班員の項中「職員」を「事務局員」に改める。

別表都市整備部の部土木総務班の款班長の項中「監理課副参事」を「都市整備部参事」に改め、同款2の項中「とりまとめ」を「取りまとめ」に改め、同款6の項中「運行状況（鉄道、バス、フェリー等）の情報収集、

連絡調整」を「運行」に改め、同款中 9 の項を 10 の項とし、8 の項を 9 の項とし、7 の項の次に次の 1 項を加える。

8 伊勢市営宇治第 5 駐車場及び伊勢市営宇治第 6 駐車場に関する
こと。

別表都市整備部の部土木施設班の款班員の項中「、監理課員」及び「、
交通政策課員」を削り、同款中 2 の項を削り、3 の項を 2 の項とし、4 の
項から 8 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同款に次の 1 項を加える。

8 被災宅地応急危険度判定に関すること。

別表都市整備部の部避難誘導班の款を次のように改める。

土木避難誘導班

班長 用地課長

班員 用地課員

1 洪水等による立ち退きに係る誘導に関すること。

別表都市整備部の部建築住宅班の款 6 の項中「応急危険度」を「被災建
築物応急危険度」に改める。

別表上下水道部の部上下水道総務班の款 2 の項中「とりまとめ」を「取
りまとめ」に改め、同部下水道班の款班長の項中「下水道建設課長」を「下
水道施設管理課長」に改め、同款 1 の項中「ポンプ排水」を「応急補修」
に改め、同款 2 の項中「放流対策」を「処理及び放流対策」に改め、同款
3 の項を削る。

別表教育部の部教育班の款 2 の項並びに 5 の項及び 9 の項の規定中「と
りまとめ」を「取りまとめ」に改める。

別表消防部の部消防総務班の款中 1 の項を削り、同款 2 の項中「とりま
とめ」を「取りまとめ」に改め、同項を 1 の項とし、同款中 3 の項から 9
の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表医療救護部の部医療救護班の款 2 の項中「とりまとめ」を「取りま

とめ」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の伊勢市災害対策本部規程の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 24 年 7 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第3号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5 資本勘定の表剰余金の部資本剰余金の款受益者負担金の項中「認可区域外」を「事業計画区域外」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のよ
うに定める。

平成 24 年 7 月 30 日

伊勢市病院事業管理者 藤本 昌雄

伊勢市病院事業管理規程第4号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第8管理職緊急業務手当の部中「(管理者を除く。)」を削る。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

伊勢市告示第 103 号

平成 24 年 7 月 11 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 24 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 24 年 7 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成24年度 伊勢市一般会計補正予算（第2号）

平成24年度 伊勢市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,091,192千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、45,811,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		1,002,099	1,277	1,003,376
	1 負担金	1,002,099	1,277	1,003,376
15 国庫支出金		5,876,609	573,500	6,450,109
	2 国庫補助金	1,259,037	573,500	1,832,537
16 県支出金		2,671,916	11,234	2,683,150
	2 県補助金	994,817	10,134	1,004,951
	3 委託金	206,629	1,100	207,729
17 財産収入		51,664	64,066	115,730
	2 財産売払収入	25,083	64,066	89,149
19 繰入金		1,849,580	△13,585	1,835,995
	1 基金繰入金	1,849,580	△13,585	1,835,995
22 市債		4,613,700	454,700	5,068,400
	1 市債	4,613,700	454,700	5,068,400
歳入合計		44,719,868	1,091,192	45,811,060

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,149,517	34,334	4,183,851
	1 総務管理費	3,269,641	34,334	3,303,975
3 民生費		16,100,132	24,474	16,124,606
	1 社会福祉費	3,775,418	19,774	3,795,192
	2 老人福祉費	3,588,831	3,500	3,592,331
	3 児童福祉費	6,274,325	1,200	6,275,525
4 衛生費		4,162,905	303	4,163,208
	1 保健衛生費	2,419,747	303	2,420,050
5 労働費		235,875	7,014	242,889
	1 労働諸費	235,875	7,014	242,889
6 農林水産業費		1,014,605	908	1,015,513
	1 農業費	888,488	908	889,396
9 土木費		5,901,674	△60	5,901,614
	5 都市計画費	3,647,518	△60	3,647,458
10 消防費		2,923,789	22,413	2,946,202
	1 消防費	2,923,789	22,413	2,946,202
11 教育費		3,669,299	1,001,806	4,671,105
	1 教育総務費	959,903	1,101	961,004
	3 中学校費	424,272	976	425,248
	6 保健体育費	1,012,633	999,729	2,012,362
歳 出 合 計		44,719,868	1,091,192	45,811,060

第 2 表 継続費補正

変更

款	項	事業名	区分	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
10 消防費	1 消防費	消防本部庁舎新設事業	補正前	56,034	平成 24 年度	33,621
					平成 25 年度	22,413
			補正後	0	平成 24 年度	0
					平成 25 年度	0
11 教育費	6 保健体育費	倉田山公園野球場改修事業	補正前	576,122	平成 24 年度	59,263
					平成 25 年度	516,859
			補正後	0	平成 24 年度	0
					平成 25 年度	0

第 3 表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額(千円)
9 土木費	5 都市計画費	市街地活性化事業	229,700
10 消防費	1 消防費	消防本部庁舎新設事業	56,034
11 教育費	6 保健体育費	倉田山公園野球場改修事業	1,058,992

第 4 表 債務負担行為補正

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
工場等立地促進奨励金 (平成24年度債務負担行為)	自 平成24年度 至 平成25年度	34,562	自 平成24年度 至 平成25年度	96,834

第 5 表 地方債補正

変更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市町村合併特例事業債	2,315,200	1,957,000
障害者支援施設整備事業債	13,000	28,300
緊急防災・減災事業債	4,700	802,300

平成24年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成24年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,465千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11,216,285千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1	2,465	2,466
	1 繰越金	1	2,465	2,466
歳入合計		11,213,820	2,465	11,216,285

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		6,794	2,465	9,259
	1 償還金及び還付加算金	6,794	2,465	9,259
歳 出	合 計	11,213,820	2,465	11,216,285

平成24年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

平成24年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、34,188千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、45,845,248千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		50,000	34,188	84,188
	1 繰越金	50,000	34,188	84,188
歳入合計		45,811,060	34,188	45,845,248

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 土木費		5,901,614	34,188	5,935,802
	6 住宅費	193,461	34,188	227,649
歳 出	合 計	45,811,060	34,188	45,845,248

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
市営住宅等管理運営委託	自 平成 2 5 年度 至 平成 2 8 年度	3 4 1, 7 1 6

伊勢市告示第 104 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 24 年 7 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	上地 5 - 4 号線	上地町奥茂田 818 番地先から 上地町奥茂田 818 番地先まで	旧	4.0～7.0	25.0
			新	7.52～10.0	25.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 105 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 24 年 7 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
上地 5 - 4 号線	上地町奥茂田 818 番地先から 上地町奥茂田 818 番地先まで

供用開始の期日 平成 24 年 7 月 19 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市教育委員会告示第7号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成24年7月20日

伊勢市教育委員会

委員長 楠田 英子

記

- 1 日 時 平成24年7月26日（木）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
議案第22号 奨学生の決定について

伊勢市選挙管理委員会告示第 28 号

三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の設置について

漁業法第 94 条において準用する公職選挙法第 17 条第 2 項の規定により、三重海区
漁業調整委員会委員選挙における当市の区域を分けて、次のとおり投票区を設けます。

平成 20 年伊勢市選管告示第 30 号は廃止します。

平成 24 年 7 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

進修	宇治館町	早修	宮町1丁目	宮本	勢田町	二見	二見町松下
	宇治今在家町		宮町2丁目		藤里町		二見町江
	宇治中之切町		常磐町		旭町		二見町茶屋
	宇治浦田1丁目		常磐1丁目		前山町		二見町三津
	宇治浦田2丁目		常磐2丁目		大倉町		二見町山田原
	宇治浦田3丁目		常磐3丁目		佐八町		二見町溝口
修道	桜木町	浦口町	津村町	豊浜	二見	二見町荘	
	中之町	浦口1丁目	西豊浜町			二見町西	
	中村町桜が丘	浦口2丁目	植山町			二見町今一色	
	古市町	浦口3丁目	磯町			二見町光の街	
	久世戸町	浦口4丁目	東豊浜町			小俣町元町	
	倭町	浦口4丁目	檜原町			小俣町相合	
明倫	尾上町	中島	二俣町	北浜	小俣	小俣町明野	
	岡本1丁目		二俣1丁目			有滝町	小俣町宮前
	岡本2丁目		二俣2丁目			村松町	小俣町湯田
	岡本3丁目		二俣3丁目			東大淀町	小俣町新村
	岩渕町		二俣4丁目	柏町		小俣町新村一ノ岡	
	岩渕1丁目		辻久留町	上地町		小俣町新村百町	
	岩渕2丁目		辻久留1丁目	栗野町		小俣町新村石川	
	岩渕3丁目		辻久留2丁目	中須町		小俣町本町	
	吹上1丁目		辻久留3丁目	川端町		野村町	
	吹上2丁目		中島1丁目	中村町		御菌	御菌町高向
有緝	河崎1丁目	中島2丁目	楠部町	御菌町長屋			
	河崎2丁目	宮川1丁目	一字田町	御菌町王中島			
	河崎3丁目	宮川2丁目	朝熊町	御菌町新開			
	船江1丁目	神社港	鹿海町	御菌町上條			
	船江2丁目	竹ヶ鼻町	沼木	御菌町小林			
	船江3丁目	小木町		上野町			
船江4丁目	馬瀬町	円座町					
厚生	豊川町	大湊		下野町	四郷	御菌	神菌町
	本町			神社			横輪町
	宮後1丁目			大湊町			矢持町下村
	宮後2丁目	浜郷	神田久志本町	矢持町菖蒲			
	宮後3丁目		神久1丁目	矢持町上村			
	宮後3丁目		神久2丁目	矢持町床木			
	一之木1丁目		神久3丁目				
	一之木2丁目		神久4丁目				
	一之木3丁目		神久5丁目				
	一之木4丁目	神久6丁目					
	一之木5丁目	黒瀬町					
	一志町	通町					
	八日市場町	一色町					
	大世古1丁目	田尻町					
	大世古2丁目						
	大世古3丁目						
	大世古4丁目						
	曾祢1丁目						
曾祢2丁目							

- ……第1投票区
- ……第2投票区
- ……第3投票区
- ……第4投票区

伊勢市選挙管理委員会告示第 29 号

三重海区漁業調整委員会委員選挙に用いる投票用紙等に
押すべき印を定めることについて

三重海区漁業調整委員会委員選挙に用いる船員不在者投票用紙、
船員不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり
定めます。

平成 24 年 7 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市 郎



伊勢市選挙管理委員会告示第 30 号

郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて

漁業法施行令第 9 条により準用する公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の投票用紙等を選挙期日の告示の日前に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送するときは、当該選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成 24 年 7 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

伊勢市選挙管理委員会告示第 31 号

不在者投票用紙等の交付場所について

平成 24 年 8 月 2 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 24 年 7 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

記

交 付 場 所	伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所東庁舎 4 階 伊勢市選挙管理委員会室
---------	--

伊勢市選挙管理委員会告示第 32 号

投票所の設置について

平成 24 年 8 月 2 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における各投票区の投票所を別紙のとおり設けますので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 24 年 7 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

H24.8.2執行 三重海区漁業調整委員会委員選挙投票所一覧表

投票区名	設置場所	
	所在地	施設名
第1投票区	伊勢市東豊浜町1089番地	東豊浜町土路区町民会館
第2投票区	伊勢市有滝町2638番地	有滝町民会館
第3投票区	伊勢市村松町4011番地1	村松町民会館
第4投票区	伊勢市二見町今一色 874番地353	伊勢湾漁業協同組合今一色支所

伊勢市選挙管理委員会告示第 33 号

投票時間の変更について

平成 24 年 8 月 2 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙において、投票をすることができる時間を午前 9 時から午後 5 時までと定めます。

平成 24 年 7 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

伊勢市選挙管理委員会告示第 34 号

開票の場所及び日時について

平成 24 年 8 月 2 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における伊勢市開票区
の開票の場所及び日時を下記のとおり定めますので、漁業法（昭和 24 年法律第 267
号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 64 条の規定に
より告示します。

平成 24 年 7 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階 4 - 3 会議室
- 2 日 時 平成 24 年 8 月 2 日（木） 午後 6 時 3 0 分

伊勢市選挙管理委員会告示第 35 号

開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について

平成 24 年 8 月 2 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を下記のとおり定めますので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 6 項の規定により告示します。

平成 24 年 7 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 1 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 日 時 | 平成 24 年 7 月 30 日（月） 午後 5 時 30 分 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 36 号

開票管理者及び同職務代理者の代理について

平成 24 年 8 月 2 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における伊勢市開票区

開票管理者及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 24 年 7 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

記

開 票 管 理 者		同 職 務 代 理 者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	奥村 茂	省略	岡村 義春

伊勢市選挙管理委員会告示第 37 号

投票管理者及び同職務代理者の選任について

平成 24 年 8 月 2 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任します。

平成 24 年 7 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

平成24年8月2日執行 三重海区漁業調整委員会委員選挙

投票管理者及び同職務代理人一覧表

投票 区名	投票 管 理 者		同 職 務 代 理 者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1	省略	大西 克宣	省略	東側 巧
第 2	省略	岡村 正義	省略	岡村 義春
第 3	省略	小高 正美	省略	竹内 良晴
第 4	省略	松本 正彦	省略	八木 重博

伊勢市選挙管理委員会告示第 38 号

期日前投票所の設置について

平成 24 年 8 月 2 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所を下記のとおり設けますので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 3 項による読み替え後の第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 24 年 7 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 期日前投票期間 平成 24 年 7 月 25 日（水）から 8 月 1 日（水）まで
毎日午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
- 2 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階 4 - 3 会議室

伊勢市選挙管理委員会告示第 39 号

期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

平成 24 年 8 月 2 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しますので、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 9 条において準用する公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 49 条の 7 による読み替え後の第 25 条の規定により告示します。

平成 24 年 7 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

1 投票管理者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	西村 健	平成 24 年 7 月 25 日
省略	小高 正美	平成 24 年 7 月 26 日
省略	岡村 義春	平成 24 年 7 月 27 日
省略	大西 克宣	平成 24 年 7 月 28 日
省略	坂本 功	平成 24 年 7 月 29 日
省略	石原 精一	平成 24 年 7 月 30 日
省略	八木 重博	平成 24 年 7 月 31 日
省略	松中 秋弘	平成 24 年 8 月 1 日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	竹内 良晴	平成 24 年 7 月 25 日
省略	竹内 良晴	平成 24 年 7 月 26 日
省略	岡村 正義	平成 24 年 7 月 27 日
省略	東側 巧	平成 24 年 7 月 28 日
省略	奥村 茂	平成 24 年 7 月 29 日
省略	寺田 幸太郎	平成 24 年 7 月 30 日
省略	徳谷 雅登	平成 24 年 7 月 31 日
省略	中川 三郎	平成 24 年 8 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 40 号

投票管理者の変更について

平成 24 年 7 月 24 日付 伊勢市選挙管理委員会告示第 37 号中の平成 24 年 8 月 2 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における第 1 投票区投票管理者を、下記のとおり変更します。

記

平成 24 年 8 月 2 日に職務を行うべき第 1 投票区投票管理者の変更

	住 所	氏 名
変更前	省略	大西 克宣
変更後	省略	南端 充淑

平成 24 年 7 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

伊勢市上下水道事業告示第 22 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 24 年 7 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 24 年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 24 年 8 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
小俣町湯田の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第23号

伊勢市土地開発事業に係る公共下水道施設施工に関する指導要綱及び伊勢市私道内公共下水道設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年 7 月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市土地開発事業に係る公共下水道施設施工に関する指導要綱及び伊勢市私道内公共下水道設置要綱の一部を改正する告示

(伊勢市土地開発事業に係る公共下水道施設施工に関する指導要綱の一部改正)

第1条 伊勢市土地開発事業に係る公共下水道施設施工に関する指導要綱(平成17年伊勢市上下水道事業告示第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「公共下水道事業認可区域」を「公共下水道事業計画区域」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第2条第1号中「公共下水道事業認可区域」を「公共下水道事業計画区域」に、「第4条に規定する事業計画の認可を受けた区域(認可を受けた事業計画の変更を含む。)」を「第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域」に改め、同条第2号中「公共下水道事業認可区域」を「公共下水道事業計画区域」に改める。

(伊勢市私道内公共下水道設置要綱の一部改正)

第2条 伊勢市私道内公共下水道設置要綱(平成17年伊勢市上下水道事業告示第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条及び第40条の規定による認可を受けた」を「第4条第1項の規定により定めた事業計画において定められた」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

伊勢市公告第 44 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 7 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市中島 1 丁目	パピ ヨン	白茶	雄	小	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 24 年 7 月 23 日

3 抑留期限 平成 24 年 7 月 30 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健福祉事務所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 45 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 24 年 7 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 46 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 2 第 2 項の規定により、
社団法人全国市有物件災害共済会から平成 23 年度事業の経営状況について
通知があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 24 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1	平成 23 年度末現在会員数	678 市
2	建物総合損害共済	
	受託市数	658 市
	共済責任額	61,810,088,810,000 円
	分担金収入	4,931,959,519 円
	支払共済金	2,372,251,617 円
3	自動車損害共済	
	受託市数	657 市
	分担金収入	3,220,369,601 円
	支払共済金	2,338,098,604 円
4	正味財産の増減	
	増加原因	
	（経常収益）	
	特定資産運用益	58,755,457 円
	実質収納分担金等	8,152,329,120 円
	支払備金戻入額等	1,570,000,000 円
	受取手数料	53,177,699 円
	会館収益金	3,187,421,179 円
	その他	444,400,815 円

	(経常外収益)	
	異常危険準備金取崩益	14,919,000,000 円
	増加原因計	28,385,084,270 円
	減少原因	
	(経常費用)	
	災害共済金	4,710,350,221 円
	共済関係事業費	103,657,431 円
	地震災害見舞金	3,292,000,000 円
	異常危険準備金繰入額	3,156,319,174 円
	分担金免除費	201,109,381 円
	会館運営費	2,675,681,029 円
	協助金・助成金	250,000,000 円
	その他事業経費	1,922,529,521 円
	管理費	174,621,535 円
	(経常外費用)	
	特例地震災害見舞金	11,897,260,000 円
	固定資産除却損	1,555,978 円
	減少原因計	28,385,084,270 円
	当期一般正味財産増加額	0 円
5	平成 23 年度末現在の共済基金	65,729,519,587 円
	共済基金の前年度繰越額	65,729,519,587 円
	平成 23 年度年度積立額	0 円
	平成 23 年度末現在共済基金	65,729,519,587 円
	(一般正味財産)	